

(議) 第10号

義務教育費国庫負担制度維持及び少人数学級の推進、
地方税財源・教育予算の拡充に関する意見書提出の件

上記の議案を秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の
規定により提出する。

平成15年9月30日

提 出 者

秋田市議会議員

相	場	金	二
新	岡		雅
塚	田		勇
明	石		叡
前	田	喜	蔵

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

義務教育費国庫負担制度維持及び少人数学級の推進、 地方税財源・教育予算の拡充に関する意見書

秋田県が全国に先駆けて行った小学校１・２年生、中学校１年生への30人程度学級の導入は、県民から大きな評価を得ている。子供たちが、知識と技能を身につけ、独創性、創造性を重視する質の高い教育を実施していくためには、30人以下学級の拡大・推進がなお一層必要であり、教職員定数改善の早期実現と拡充が今後も大きな課題となっている。

憲法第26条は、すべての子供たちが、居住地や自治体の財政事情に左右されることなく、必要な教育が受けられることを定めたものであり、この憲法の要請から、教育の全国的水準や機会均等を確保するため、義務教育費国庫負担制度がある。現在進められている少人数指導など、必要な教職員が全国的に保障されるためには、地域の財政事情等にかかわらず安定的に教職員給与費の財源が確保されることが必要である。

また、地方分権を推進し、特に地方自治体独自の教職員定数改善・学校教育設備の促進を図るためには、地方税財源や教育予算を拡充することも重要となっている。

一方、地方分権改革推進会議は、税財源移譲について「将来の増税にあわせて行う」という姿勢を強めているが、これがそのまま実施されれば補助金は削減され、さらに税源移譲は先送りとなり、地方の住民サービスは著しく低下すると予想される。

さらに、事務職員、栄養職員の適用除外も求めているが、これは、学校に必要不可欠なこれら職員の重要な役割を全くわかっていない議論であり、容認することはできないものである。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度維持及び少人数学級の推進、地方税財源・教育予算の拡充のため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 義務教育に係る最低保障としての制度である義務教育費国庫負担制度を維持するとともに、学校事務職員・学校栄養職員を引き続き義務教育費国庫負担制度の対象職員及び標準定数法等に規定する職員として維持すること。
- 2 義務制第7次・高校第6次定数改善計画の早期達成と、国基準による30人以下学級を実現すること。

- 3 地方自治体独自の教職員定数改善・学校教育設備の促進を図るために、地方税財源・教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年 9 月30日

秋田市議会議長 佐々木 晃 二